

# 岐阜市科学館電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 岐阜市科学館で使用する電気  
(2) 供給場所 岐阜市本荘 3456 番地 41  
(3) 供給建物 岐阜市科学館  
(4) 業種及び用途 官公庁（博物館）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等  
ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし  
イ 標準電圧 6,600 V  
ウ 標準周波数 60Hz  
エ 非常用自家発電設備 60 kVA 系統連系なし
- (2) 予定使用電力量等  
ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間  
令和6年12月の検針日（12月1日）から令和7年12月の検針日の前日（11月30日）まで
- (4) 電力量計  
ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）  
イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針  
ウ 検針日 01 日程 午前 0 : 00
- (5) 需給地点及び責任分界点  
岐阜市科学館の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法  
ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。  
イ 基本料金=基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）  
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）  
ウ 電力量料金=電力量料金契約単価×使用電力量+燃料費調整単価×使用電力量  
エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量  
オ 每月の電気料金=基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金  
（消費税及び地方消費税相当分を含む。）  
カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。  
キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。  
ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。  
ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。  
コ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は3 (1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により宛先を岐阜市長として岐阜市科学館へ送付すること(WEBによる対応は不可)

ウ 支払いは、納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

岐阜電力株式会社

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者の負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること

(6)電力料金の算定に関し、基本料金の日割り計算について、1か月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数とする。

(7)この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

担当：岐阜市科学館 河野 058-272-1333

## 予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)			
		平日(その他季)	平日(夏季)	休日	合計
令和6年	12月	15,200		7,800	23,000
令和7年	1月	15,200		9,100	24,300
令和7年	2月	15,200		8,100	23,300
令和7年	3月	13,900		9,400	23,300
令和7年	4月	11,300		7,100	18,400
令和7年	5月	12,400		10,000	22,400
令和7年	6月	20,200		9,500	29,700
令和7年	7月		30,800	16,700	47,500
令和7年	8月		37,000	15,400	52,400
令和7年	9月		23,600	14,900	38,500
令和7年	10月	15,700		9,500	25,200
令和7年	11月	11,800		7,700	19,500
合計		130,900	91,400	125,200	347,500

- ※ 予定契約電力は、200kWとする。
- ※ 予定平均力率は、100%とする。
- ※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることがある。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。
- ※ 休日とは、土曜、日曜、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいう。平日とは、休日以外の日とする。